長崎和牛需要回復対策事業業務　入札説明書

長崎県農林部農産加工流通課

1「入札に関する条件」及び「注意事項」

（1）業務の名称

長崎和牛需要回復対策事業業務

（2）仕様

別添「長崎和牛需要回復対策事業業務　仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

（4）履行場所

長崎県農林部農産加工流通課

（5）入札及び開札の日時及び場所

日時：令和8年4月24日（金）　13時30分

場所：長崎県庁行政棟6階建築課入札室（長崎市尾上町3－1）

・電送及び郵便による入札は認めません。

・なお、入札及び開札の当日が悪天候（大雨、暴風雨等）の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に2の（1）の部局に確認して下さい。

（6）入札が代理人である場合の委任状の提出

① 入札が代理人である場合は、委任状の提出が必要です。

② 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一にして下さい。

③ 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができません。

（7）質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

提出場所：　長崎県　農林部　農産加工流通課

〒850－8570　長崎市尾上町3－1　FAX　095－895－2592

提出期限：　令和8年4月16日（木）17時00分

※回答については令和8年4月17日（金）17時までに書面（FAX又はメール）にて回答します。

（8）入札書の記載方法

① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

② 入札書に①クーポン原資額、②その他委託に内訳をそれぞれ記入した上で、③合計額を記入してください。

②、③については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額から、クーポン原資相当額である30,000千円を差し引いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とします。

③ 入札金額（首標数字）は訂正することができません。

④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。

⑤ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要です。

【注意事項】

・入札書は、封かんのうえ、封筒に会社名、委託の名称、商号又は名称（代理の場合、氏名）を記入し、提出して下さい。

・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。

・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。

・入札書の宛名は、長崎県知事　平田　研　宛として下さい。

（9）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

(ｱ) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を、納付して下さい。

入札保証金を納付する場合は、令和8年4月20日（月）17時までに長崎県農林部農産加工流通課へ申し出て下さい。県が指定する口座に令和8年4月23日（木）までに最寄りの銀行等で納付して下さい。納付後、入札日に、銀行の領収印が押された領収証の写しをご持参下さい。

落札者とならなかった者が納付した入札保証金は、入札終了後に還付しますが、還付には相当の日数を要し、入札日当日の還付はできませんのであらかじめご了承下さい。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとします。

・保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出したとき。

・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社・公団を含む）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その契約を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

①3,000 万円以上

②3,000 万円未満1,000 万円以上

③1,000 万円未満

(ｲ) 契約保証金の納付は、国債又は地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(ｳ) 入札保証金の免除手続きは、令和8年4月20日（月）17時までに必要書類を添えて、長崎県農産加工流通課へ持参するか郵送して下さい。

【注意事項】

・入札保証金額の計算については、消費税10%込額のさらに5%となるので1,000千円（税抜き）で入札する場合は、 50千円でなく、55千円以上となるのでご注意願います。50千円の入札保証金の場合は、逆に909,090円（税抜き）までしか入札できず、入札は無効となります。

・入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないで下さい。

・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目として下さい。

・同種及び同規模以上の契約の証明書等（2件）は、令和6年度から令和8年4月23日（木）までに契約を締結した場合となります。

② 契約保証金

（ｱ） 契約保証金等は、契約書と同時に提出して下さい。

（ｲ） 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付して下さい。

ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除されるものとします。

・保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。

・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社・公団を含む）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

①3,000 万円以上

②3,000 万円未満1,000 万円以上

③1,000 万円未満

（ｳ） 契約保証金の納付は、国債又は地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

（ｴ） 契約保証金の免除については、証明書類が入札保証金の免除と同様である場合は別途申請の必要はありません。

【注意事項】

同種及び同規模以上の契約の履行証明書等（2件）は、令和6年度から令和8年4月23日（木）までに契約を締結し、完了した場合となります。

（10）入札の無効

次に該当する場合には、当該入札者の行った入札は無効とします。なお、下記①から⑦により無効となった者は、再度の入札に参加することができません。

① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

② 入札者が法令の規定に違反したとき。

③ 入札者が連合して入札したとき。

④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかな者が入札したとき。

⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代る担保を提供しない者のした入札であるとき。

⑨ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

⑩ 入札書に入札金額または入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む）等入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者

（代理人を含む）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許・マイナンバーカード・パスポート・顔つきの社員証等）による）ができないとき。

⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

⑬ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

（11）落札者の決定方法

① 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込をした者を契約の相手方とするものとします。

② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととします。

【注意事項】

第1回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度の入札及び開札を行う予定ですので、ご出席願います。

入札回数は3回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等はできないので3回目までの金額についても委任を受けておいて下さい。3回までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので、見積額の準備もお願いします。

なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できませんのでご協力下さい。

（12）契約書の作成等

① 落札通知を受けた日から5日（県の休日除く）以内に契約締結ができるよう長崎県農産加工流通課で作成します。

② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。

（13）競争入札の参加資格

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条同項の規定に該当しないものである。

② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるもののうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はそのものを代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用するものでないこと。

③長崎和牛需要回復対策事業業務に関する令和8年4月8日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査申請を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

④ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けているもの又は受けることが明らかであるものでないこと。

⑤ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けているもの又は受けることが明らかであるものでないこと。

２ その他

（1）当該契約事務に関する担当部局

住所：〒850－8570 長崎市尾上町３－１

名称：長崎県農林部農産加工流通課

電話：095－895－2997

（2）入札参加資格審査を得るための申請方法等

① 競争入札参加資格申請書に必要書類を添付し、上記2⑴に掲げる場所に提出して下さい。

② 申請の時期は、この入札に関する公告の日から、令和8年4月16日（木）（県の休日を除く）までの間の9時から17時までとします。

③ 申請書の交付・提出場所及び申請に関する問い合わせ先

住所：〒850－8570 長崎市尾上町３－１

名称：長崎県農林部農産加工流通課

電話：095－895－2997